

## JAB MS305:2015 第4版(D2)へのパブリックコメント及び処置

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 :修正等、×:不採用)
1	BSK システム 審査センター長 下口信男	1.7	1-13	T	マネジメントシステム認証 審査工数とオンサイト工数 (2.1.1)との関係が不明確である。 マネジメントシステム認証 審査工数「審査工数(1.6) の一部で、初回会議から最終 会議までを含む、審査活動の 実施に費やす時間」が、2.1.1 項の「オンサイト工数」である ことを明確にする。	JAB 注記として追加する。  (訳者注記)マネジメント認証 審査工数は、2.1.1 項の「オン サイト工数」と同じである。	×: 2.1.1 項の表示で関係は明らかだと思われ ます。
2	BSK システム 審査センター長 下口信男	1.8	1	Q	「審査人・日の長さは、通常 8 時間であり」とあるが、 QMS、EMS の審査におい て、日本では 7 時間が認めら れてきた。この内容は変わら ないということでしょうか。	—	現行版からの変更はありません。「日本では 7 時間が認められてきた。」というのは正確では なく、あくまでも、日本においては日本の法 律に従うという理解です。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 :修正等、×:不採用)
3	BSK システム 審査センター長 下口信男	1.9	4	E	non-permanent(e.g. contractors)の訳が、非常働の者(例:請負業者)となっている。用語:請負業者は、要員名ではなく業者名であるので、有効要員数に入れる訳として適切ではない。	Contractors の訳を「請負業者の要員」とする。	: 請負業者を請負者に修正します。
4	JSA	2.2.3	1、2	Q	半日単位とすることが望ましい意図が分かりません。	2.2.4 のように括弧()書きで意図が分かる文章を追記する。	×: IAF MD5 をそのまま採用しており、技術的な修正を入れることはできません。  この項の意図は、審査の有効性の確保を考える場合、ある程度の長さが必要で、あまりにも細かく区切った時間では活用が難しいであろうということだと思われます。
5	JSA	2.2.3	1	Q	「計算の結果・・・」とあるが、どの時点の計算の結果なのか？ 表 QMS1、表 EMS1 を連続的な変化として工数を計算する時 最終的に現地工数を決定する時 現地工数から具体的に審査チーム人数を割り当てた時		マネジメントシステム認証審査工数の計算について述べています。

注: コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 :修正等、×:不採用)
6	小森 秀司	2.2.4 注 2		E	「持つ」は、このような規格 (基準)の表現として適切か、 やや疑問を感じる。	「有する」に修正する。	: ご提案に沿って修正します。
7	小森 秀司	2.3.5	2	E	「・・・適切に評価するための 審査工数及びタイミングを 決定しなければならない。」 とあるが、「タイミング」で は意味が不明と思われる。	「・・・適切に評価するための審査 工数及び審査を行う時機を決定 しなければならない。」に修正す る。	: 「審査工数及び審査のタイミング」と修正し ます。
8	BSK システ ム 審査セン ター長 下口信男	2.3.6	1	E	「 <del>かもしれない</del> 。2.3.6」と あり、2.3.6 が改行されてい ない。	「 <del>かもしれない</del> 。 2.3.6」 と改行する。	×: 公開された文書では、見え消し表示の関係上、 そのように見えておりますが、実際は改行さ れております。誤解を招き申し訳ありません でした。
9	小森 秀司	4.3	1	E	「CAB が決定した審査工 数、及びその決定を正当とす る理由を記録しなければなら ない。」とあるが、文章と して主語が不明確と思われ る。	「CAB は、決定した審査工数、 及びその決定を正当とする理由 を記録しなければならない。」に 修正する。	: 本文書は CAB に対する要求事項であり、文脈 から、CAB が主体であることは明らかだと思 えます。文章として自然にするため、一部修 正します。
10	BSK システ ム 審査セン ター長 下口信男	10.2	1-2	Q	サンプリングが認められて いない複数サイトに関する 審査工数の出発点が、各サイ トの要員数から、全サイトに 関与している要員の総数と 本質的な変更となるにも関	“新たに発行される IAF MD 文 書”が発行されてから、 MS305:2015 第 4 版が適用され る(2016 年 6 月 9 日)までの日 程を明確にし、審査工数の設定方 法の変更を実施するのに十分な	サンプリングが認められていない複数サイトの 認証に関し、新たに IAF MD が発行される ことになってはいますが、10.2 項の適用に影響 を与えるものではありません。 審査工数設定方法の変更に関しては、MS305 の適用日を 2016 年 6 月 9 日とすることによ

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 :修正等、×:不採用)
					ならず、算出の根拠となる“新たに発行される IAF MD 文書”とは何で、いつ発行されるのかが不明確である。	時間が確保されることを明確にする。	り、十分確保されていると考えています。
11	BSK システム審査センター長 下口信男	10.2	—	E	原文の 2 段落目の文章が翻訳されていない。	以下の内容を追記。 「合計審査工数のそれぞれのサイトへの配分については、当該サイトに関係しないプロセスがある状況を考慮しなければならない。」	: 抜けておりました。以下のように追加します。 合計工数の各々のサイトへの配分においては、特定のマネジメントシステムプロセスがそのサイトに関係がない状況を考慮しなければならない。
12	BSK システム審査センター長 下口信男	10.4	1	E	番号が、10.2 の次に 10.3 がなく、10.4 となっている。	10.4 を 10.3 とする。	: 修正します。
13	JSA	表 QMS1	注記 1	Q	「1 日未満の扱いについては、2.2 項参照」とあるが、2.2.3 のみと考えてよいか？		直接的には 2.2.3 項が参照され、他項は関連の考慮事項となります。
14	JSA	表 EMS1	注記 2	Q	「1 日未満の扱いについては、2.2 項参照」とあるが、2.2.3 のみと考えてよいか？		同上。
15	JSA	表 QMS1		T	上記 No.1(JAB 注: No.13)に従い工数を計算すると、CAB によってばらつきが生じる。	表 QMS1 を 0.5 日間隔で作成し掲載するのが良い。	×: IAF MD5 をそのまま採用しており、技術的な修正を入れることはできません。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○:採用、 :修正等、×:不採用)
16	JSA	表 EMS1		T	上記 No.2(JAB 注: No.14)に従い工数を計算すると、CAB によってばらつきが生じる。	表 EMS1 を 0.5 日間隔で作成し掲載するのが良い。	× : IAF MD5 をそのまま採用しており、技術的な修正を入れることはできません。
17	JSA	表 EMS1	注記 2	Q	表 QMS1 にある「注記 3: 1.9 項及び 2.3 項も参照のこと」がないが、有効要員数の計算について QMS と EMS で異なるのか？		単なる記載漏れと思われます。 本注記がなくても、関連性は理解できると思われます。

注: コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。